



森林環境税

令和6年度からスタート



目的

森林には水源の維持、土砂災害や地球温暖化を防止するなどの様々な機能があり、私たち（国民）の生活に大きな恩恵をもたらしています。

森林環境税（国税）は、こうした大切な森林を守るための整備事業や人材育成などの財源として使われます。

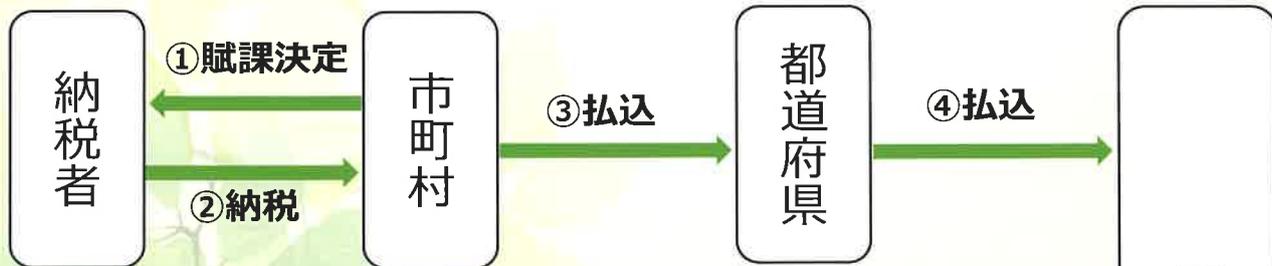
内容

- 1 納税義務者 国内に住所を有する個人
- 2 税率 年額1,000円
- 3 納税方法 個人住民税均等割と併せて納税（特別徴収、普通徴収）
※条件によっては、森林環境税のみ納める場合があります（詳しくは、裏面Q&Aを参照してください）。

制度概要図

○森林環境税

森林環境税の税収は、「森林環境譲与税（令和元年度から先行スタート）」として都道府県や市町村に譲与されます。



○森林環境譲与税



※都道府県と市町村はインターネット上で用途を公表

「とちぎの元気な森づくり県民税」と「森林環境譲与税」による取組

- とちぎの元気な森づくり県民税は、主に林業経営に適した森林における伐採後の植林、獣害対策など、森林資源の循環利用及び若返りの促進などに活用
- 森林環境譲与税は、主に林業経営に適さない森林における市町村による公的な森林整備（間伐等）のほか、木材利用の促進、人材の確保・育成、普及啓発などに活用

とちぎの元気な森づくり県民税

林業経営に適した森林が対象

(主な事業)

- ・伐採後の植林
- ・獣害対策
- ・森林の地籍調査



森林資源の循環利用の促進と若返り

森林環境譲与税

林業経営に適さない森林が対象

(主な事業)

- ・間伐等の森林整備
- ・木材利用
- ・人材育成



管理放棄された森林の適正管理

Q. 私は個人住民税が非課税ですが、森林環境税は課税されますか？

A. 森林環境税の非課税要件の一部（下記【森林環境税の非課税要件】③を参照）が個人住民税と異なる場合があるため、個人住民税が非課税であっても、森林環境税は課税されることがあります。

【森林環境税の非課税要件】

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ②障害者、未成年者、寡婦又はひとり親であって、前年の合計所得金額が135万円以下である者
- ③前年の合計所得金額が政令で定める金額以下である者

【森林環境税（上記③）と個人住民税（均等割）の非課税要件の比較表】

宇都宮市 足利市		森林環境税 政令(以下)で定める金額 (前年の合計所得金額) 以下の者	【参考 (R5時点)】個人住民税 (均等割) 各市の条例(以下)で定める金額以下の者
※1	なし	31.5万円+10万円	32万円+10万円
	あり	31.5万円×(※2)+10万円+18.9万円	32万円×(※2)+10万円+19万円
上記以外の栃 木県内の市町		森林環境税 政令(以下)で定める金額 (前年の合計所得金額) 以下の者	【参考 (R5時点)】個人住民税 (均等割) 各市町の条例(以下)で定める金額以下の者
※1	なし	28万円+10万円	28万円+10万円
	あり	28万円×(※2)+10万円+16.8万円	28万円×(※2)+10万円+17万円

※1：同一生計配偶者、扶養親族（16歳未満の者及び控除対象扶養親族）

※2：同一生計配偶者、扶養親族（16歳未満の者及び控除対象扶養親族）の数に1を加えた数

●お問い合わせ先

詳しくは、お住まいの市町税務担当課にお問い合わせください。

県HPは
こちら→

